

今こそ!

企業の未来を変える健康経営[®]の第一歩。
はじめよう!



健活企業宣言



食生活改善



健康経営[®]とは

企業が生産性・業績を高める「投資」として従業員の健康推進・増進に努める経営手法です。

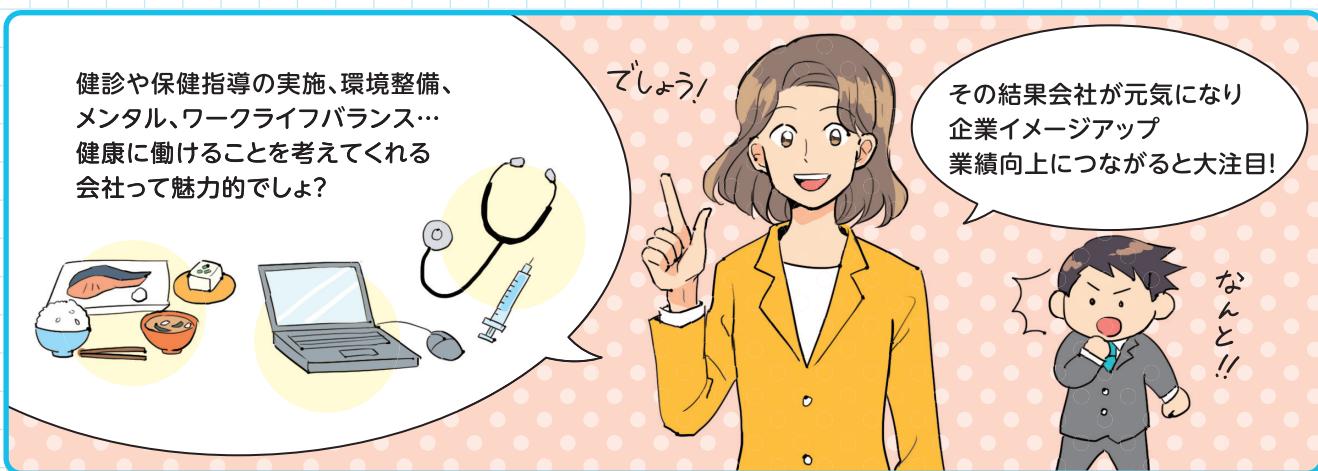
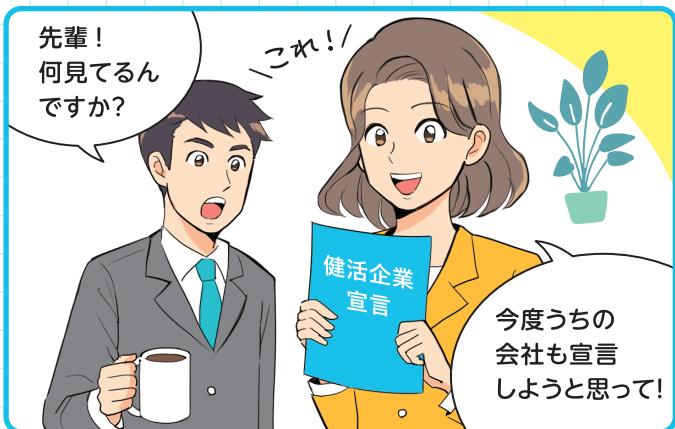
※健康経営[®]はNPO法人健康経営研究会の商標登録です。



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

健康経営について

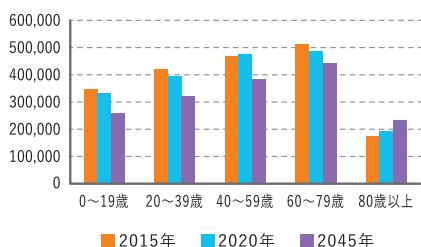
今、取り組もう！健活企業宣言！



こんなお悩みありませんか？

人口減少による、
労働力不足の深刻化。

岡山県の人口推移予測（20歳階級別）



出典：国勢調査、「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」
(国立社会保障・人口問題研究所)

健康上の問題による
従業員の生産性の
低下。



医療費の増加による
健康保険料上昇。

（兆円） 将来の保険給付費の見通し



出典：内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた
社会保障の将来見通し」(計画ベース・経済ベースラインケース)
(2018年5月)を基に作成

健康経営で課題を解決しよう！

企業として健康に配慮した職場づくりを目指すことで、生産性やブランドイメージのアップが期待できます。

生産性アップ

- モチベーションの向上
- 業務効率の向上



負担軽減

- 疾病の重症化回避
- 健康保険料の減少



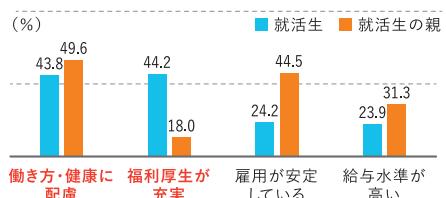
こんなメリットも！

優秀な人材の確保に繋がる健康経営！

「働きやすさ」が重視される中、健康経営に取り組む企業としてのイメージが広まれば、優秀な人材の確保にもつながってきます。

健康経営の労働市場に与えるインパクト調査 Q どのような企業に就職したいか（させたいか）

出典：経済産業省「第13回健康投資WG説明資料」抜粋



健活企業宣言をして、レッツ健康経営！

健活企業宣言



健活企業

商標登録日：平成30年6月8日

協会けんぽ岡山支部では、健康づくりに取り組む企業様のサポートを行なっています。

まずは健康経営の第一歩として「健活企業宣言」からはじめましょう！



事業主



協会けんぽ岡山支部

職場環境の整備

保健事業の実施

役割分担・連携 /
コラボヘルス



健康経営の推進

医療費の
適正化

従業員の
生産性の向上

保健事業の
円滑な実施

健活企業認定の流れ

1 健活企業宣言書とチェックシートを提出

- P8の「健活企業宣言書」とP9・10「チェックシート」を記入して提出してください。

「健活企業宣言書」記載項目について

1 独自に
設定する職場の
健康づくり

独自宣言

2 健診受診
40歳以上
被保険者の健診
受診率100%

3 特定保健指導
40歳以上の被保険者の
特定保健指導
実施率□%以上

4 家族の健診受診
40歳以上の被扶養者の
健診受診率の向上

共通宣言

2 「健活企業」として認定

- 認定日は受付日となります。



3 認定を社内外に発信＆取り組みスタートのための準備

- 協会けんぽ岡山支部から送られる「サポート案内」を見て
必要なサポートツールを依頼してください。



4 職場内の健康づくり取り組みをスタート

健活企業の特典について

充実の
各種サポート

特典
1

認定証の交付

認定後、協会けんぽ岡山支部から送られる認定証を、多くの人が目に見える場所にご掲示ください。



特典
3

健活企業カルテの提供

自社の「健康リスク」を確認し、取り組み目標設定等にご活用ください。



特典
5

連携協定金融機関における優遇制度

「健活企業」宣言事業所はフィードバックシートの評価に応じた優遇制度を活用できます。



特典
7

運動施設による特典の適用

一部の健康増進施設(スポーツジム)において、特典の提供を受けることができます。



特典
2

サポート案内の送付

認定後、協会けんぽ岡山支部のサポートメニューを掲載した冊子をお送りします。



特典
4

フィードバックシートの送付

取り組みの達成度を確認し、どこから始めるかなどの実施内容の整理にご活用ください。



特典
6

健診機関による特典提供

一部の健診実施機関において、オリジナルグッズ等の特典の提供を受けることができます。



特典
8

健活通信の送付

健活企業様の取り組みについて紹介や健康づくりの最新情報を掲載した「健活通信」を発行しています。



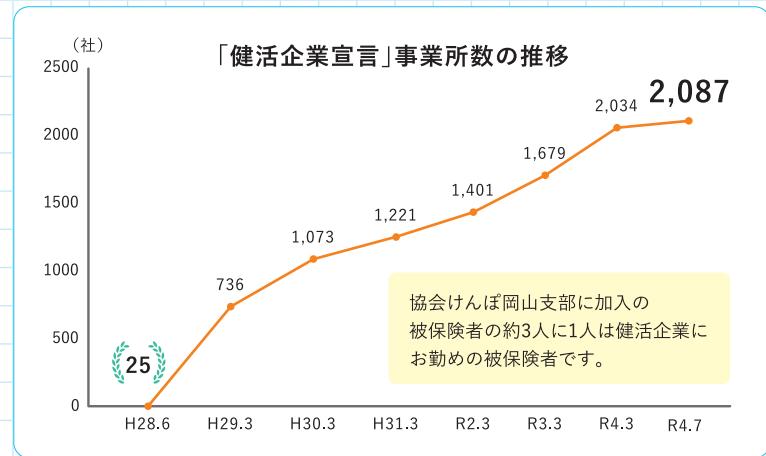
この他にも様々な特典があります。

- サポート室のご利用(健康づくりのご相談に対応)
- 協会けんぽHPにて事業所名を公表
- ハローワークの求人票に記載可能
- 支部長表彰、表彰式及びセミナーの開催(選考により表彰)

取り組み例のご紹介

できることから健康づくりをはじめよう！

今、「健活企業宣言」を行う企業が増えています！



企業はこんな取り組みを行っています！



定期健診の受診・ 健診結果による受診勧奨



取組事例
1

- 35歳以上の社員は全員、生活習慣病予防健診(人間ドック)を受診。
- 受診漏れがないよう社内メール等を通じて受診勧奨や日程調整を行う。
- 健診受診については、総務部で各部署の事情を考慮し日程を調整のうえ、必ず全員が受診。
- 健診結果は総務部で管理し、要精密検査以上の対象者には必ず受診を促す。
- 各種がん検診の助成制度で早期がんの発見・治療を推進。

取組事例
2

運動機会の創出

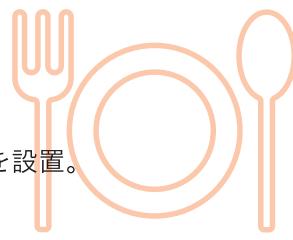


- 活動量計(歩数計)を経営陣からパート・派遣まで全従業員約400名に配布。計測結果を一人一人の健康状態管理に役立てている。
- 健康診断で肥満に該当した社員には、ダイエットに積極的に取り組んでもらうため『ダイエットチャレンジ』を実施。チャレンジシートを毎月配布し、運動時間の記録や体重の推移を把握。
- 社員が気軽に運動できるよう社内にフィットネスルームを完備。
- 業界団体主催のソフトボールやボーリング大会に参加し、毎朝ラジオ体操も実施。

食生活の改善

取組事例
3

- 市の協力のもと、栄養指導および調理実習を開催。
- 朝食を食べていない時や小腹がすいた時用に栄養機能食品を設置。
- 自販機にはトクホ茶を入れている。
- 社員食堂で、地元の食材を使用した野菜中心の弁当を提供。
- 自動販売機の売上上位5位までの飲み物にカロリー表示を添付。



受動喫煙対策

取組事例
4

- 禁煙デーを毎月設け、禁煙を呼びかけ。
- 喫煙者に納得して禁煙してもらうため、喫煙者を対象に説明会を開催。
- 敷地内全面禁煙を実施。
- 禁煙に関するアンケートを実施。アンケート結果と禁煙に向けての情報を喫煙室内に掲示。



メンタルヘルスケア

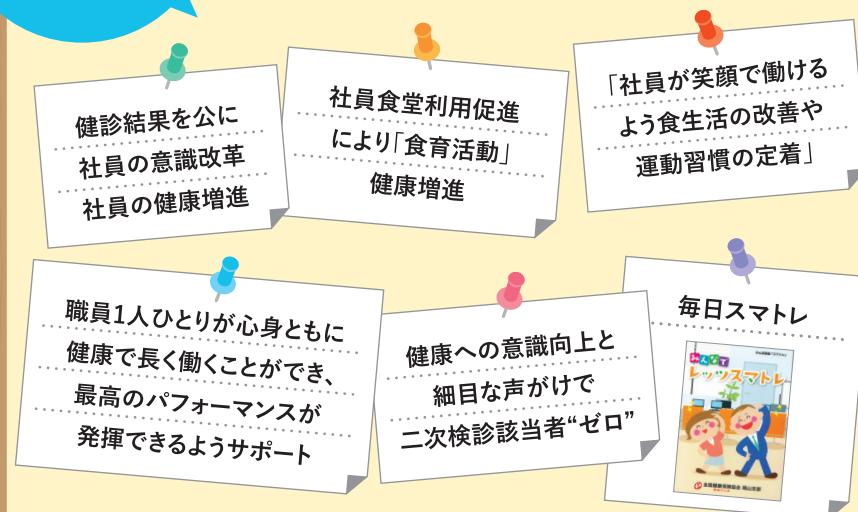
取組事例
5

- コミュニケーション活性化を目的に、職員同士で感謝の気持ちを伝え合う「ありがとうカード」を導入。
- 役員含む全社員ストレスチェックを実施し、ストレスチェック事後研修会も開催。



企業の 独自宣言

宣言時に決めた独自宣言は認定後に送られるポスターに記入して、社内外にPRします。



● 健活企業宣言をされる担当者様へお願い

健康づくり担当者(健康保険委員)の登録をお願いします。

健活企業様には健康づくり担当者(健康保険委員)の登録をお願いしています。

協会けんぽと会社様の架け橋として健康づくりを広めてください。

登録費、資料代などは一切いただきません。(無料です)



健康づくりについて学ぶ機会がほしいと思ったときに!

健康保険委員に登録いただくと、事務手続きをわかりやすく解説した冊子の送付や、研修会のご案内もしております!



メルマガ・LINEの情報をご活用ください。

協会けんぽ岡山支部では、メールマガジン、LINE公式アカウントで健康情報を配信しています。健康経営に是非お役立てください。



LINE登録はこちらから



友だち検索から
または
▼
@ovt1853y

協会けんぽ岡山支部メールマガジンご利用上の注意事項(利用規約)

全国健康保険協会では、メールマガジン配信サービス(以下「本サービス」という)の運営に必要な範囲で、本サービスをご利用される皆様の情報の登録をいただいております。

本サービスにおける登録情報の取扱い等につきましては、以下のとおりです。なお、本サービスは、その内容によりHTML形式の場合や、テキスト形式でも文字数が多い場合があり、全ての携帯電話での受信に適した形式で配信しておりません。ご登録の際は、パソコンのメールアドレスをご利用ください。

1. 本サービスは、外部の配信業者に委託して行っています。
2. 本サービスは、無料(通信料金は除く)でご利用になれます。
3. 全国健康保険協会では、本サービスにご登録頂いた情報について、漏えい、紛失、破壊、不正アクセス及び改ざん等を防止するために必要な措置を講じています。本サービスの運営は外部に委託していますが、委託先においても収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じています。
4. 登録頂いた情報は、本サービスを円滑に運営するための参考として使用します。なお、メールアドレスについては、メールマガジンの配信のために使用します。
5. 全国健康保険協会では、法令に基づき提供することが義務づけられていると解される場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を本サービスの運用以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当サイトのアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することができます。

6. 本サービスでは、メールマガジンを配信するため、メールアドレスの入力を必要としますが、これ以外に個人を識別することができる情報は収集していません。なお、本サービスの登録は、登録者ご本人の意思により何時でも解除が可能です。また、情報の変更・訂正も可能です。

7. 本サービスでは、ウイルス防止のためファイルの添付は行いません。
(添付ファイルのついたメールは偽物です。)

8. 万一、内容が不審なメールマガジンを受信した場合は、全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーと対比してください。

9. メールマガジンの配信については、回線上の問題(メールの遅延、消失)等により届かなかった場合、もしくは文字化けが生じた場合等でも再送信はいたしません。全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーをご覧ください。

10. 本サービスは、全国健康保険協会の都合により、「全国健康保険協会ホームページ」において予告した後に中止、延期又は廃止することがあります。

11. 全国健康保険協会は、本サービスの利用、運用の中止、延期又は廃止等により発生する一切の責任を負いません。

12. 登録されたメールアドレスへの配信が連続5回にわたり未着エラーとなった場合、登録メールアドレスは無効として以降の配信を停止します。

13. 原則として、配信されたメールマガジンのメールアドレスへの返信でのご意見、ご要望等はお受けできません。

14. 本注意事項については、必要に応じて改訂する場合があります。改訂する場合は「全国健康保険協会ホームページ」でお知らせします。

健活企業宣言書

下記項目に取り組み、健康づくりを行っていくことを宣言します。

申出日 令和 年 月 日

独自
宣言

取り組みます。

例) 階段の使用促進・敷地内の禁煙・社員食堂のヘルシーメニューの提供により食生活改善・毎日スマトレなど

共通
宣言

健診を受けます！

目標 100 %



※40歳以上の被保険者

特定保健指導を 受けます！

目標 %



※40歳以上の被保険者

家族にも
診受診を勧めます！



※40歳以上の被扶養者

事業所名								事業主名	
事業所記号									
住所	〒 -							健 康 保 険 被保険者証 本人(被保険者) 平成26年 6月25日交付 記号 21700023 番号 21 <small>会員登録番号</small> 氏名 協会 太郎 生年月日 平成 元年 5月 10日 性別 男 資格取得年月日 平成 26年 6月 1日  	
電話								こちらの番号を 記入してください！ ※事業所記号は被保険者 証の「記号」と記載され ている7~8桁の数字を ご記入ください。	

▼健康づくり担当者として健康保険委員の登録が必要です

すでに登録いただいている場合は、担当者氏名のみご記入ください。

担当者記号・番号 _____ - _____ 担当者氏名 _____

※保険証の氏名の上部に記載されています。左づめで記入してください。

メールアドレス

※メールマガジンでは、従業員様の健康づくりに役立つ情報を届けます。メールマガジンをお送りします。利用規約をご確認のうえご記入ください。

申請代理保険会社名

健康経営チェックシート

現時点での健康経営の取り組み状況を確認するためのチェックシートです。

P11「チェック項目の解説」を参照いただき、チェック項目の回答欄に「はい・いいえ」等で記入のうえ、協会けんぽへご提出ください。後日、貴社へチェックシート結果のフィードバックをお送りいたします。

項目番号	項目	回答欄
1-1	(35歳以上の被保険者が対象) 協会けんぽが実施する「生活習慣病予防健診」を利用していますか。	はい・いいえ
1-2	【生活習慣病予防健診を利用していない場合】 (40歳以上の被保険者が対象、対象者がいない場合は[40歳未満のみ]に○) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施し、その結果データを協会けんぽに提供することに同意していますか。	はい・いいえ 40歳未満のみ
1-3	事業主様も健康診断(人間ドック含む)を受診していますか。	はい・いいえ
2	40歳から74歳の被扶養者(ご家族)向けの特定健診(特定健康診査)について、ご家族に健診受診を促していますか。	はい・いいえ
3-1	協会けんぽが実施する特定保健指導を利用していますか。 【対象者がいない場合】 協会けんぽが実施する特定保健指導を受け入れる体制がありますか。	はい・いいえ
3-2	協会けんぽが実施する特定保健指導を利用するよう、社内での周知を実施していますか。	はい・いいえ
4	健康診断の結果を把握し、結果が再検査や精密検査だった従業員には受診を勧めていますか。	はい・いいえ
5	健康づくりを推進する担当者を定め、健康保険委員に登録していますか。	はい・いいえ
6	就業規則を定めて従業員に周知していますか。また、直近3年以内に労働基準監督署から指導または是正勧告を受けていませんか。	はい・いいえ
7	自社の健康課題を把握し、計画および数値目標を設定していますか。	はい・いいえ
8	事業主様は、健活企業として「従業員の心と体の健康づくりに取り組む」ことを従業員に周知していますか。	はい・いいえ
9-1	受動喫煙を防止する対策(全面禁煙、又は空間分煙)が社内で講じられていますか。	はい・いいえ
9-2	会社全体での喫煙率を把握していますか。 ※把握している場合は喫煙率もご記入ください。	はい・いいえ 喫煙率 ()%
10	従業員に対して、健康をテーマにした教育や研修を実施したり、外部機関主催の研修に参加させていたりしますか。	はい・いいえ

項目番	項目	回答欄
11-1	全従業員に毎月1回以上、健康をテーマとした情報提供を行っていますか。	はい・いいえ
11-2	(上記11-1で、「はい」とご回答いただいた方のみ) 情報提供を行う担当者の方は、協会けんぽ岡山支部が毎月配信している無料のメールマガジンに登録し、健康情報の提供に活用していますか。	はい・いいえ
12	ワークライフバランスの推進として、仕事と家庭の両立に向けた環境づくりができますか。	はい・いいえ
13	従業員同士のコミュニケーション向上に寄与する取り組みを行っていますか。	はい・いいえ
14	従業員へのストレスチェックを実施していますか。	はい・いいえ
15	メンタルヘルス不調への相談窓口を設置し、勤務形態の変更や配置換え等、復職に向けた支援策を実施していますか。	はい・いいえ
16	従業員の食生活の改善に向けた普及啓発等の継続的な取り組みを実施していますか。	はい・いいえ
17	従業員の健康づくりのために、運動習慣を促進させる継続的な取り組みを行っていますか。	はい・いいえ
18	女性従業員の健康保持・増進に向けた取り組みを行っていますか。	はい・いいえ
19	風邪やインフルエンザ等の感染症予防対策が社内で講じられていますか。	はい・いいえ

Check!

チェックシートの全項目を達成すれば、
「健康経営優良法人」の認定へと大きく近づきます。
ぜひ、チェック項目を貴社の取り組みの参考にして
チャレンジしてみてください。



アンケートにご協力ください!



「健活企業」について、どこから知りましたか？

- チラシ等の紙媒体 ホームページ 協会けんぽメルマガ・LINE
- 知人からの紹介 保険会社からの紹介(保険会社名：)
- 協会職員(保健師等)からの紹介 イベント その他()

宣言書・チェックシート
郵送先

〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ宛

チェック項目の解説

項目番号	配点	チェック項目の解説等
1-1	最大 10点	生活習慣病予防健診と労働安全衛生法に基づく定期健康診断の両方を利用している場合は「はい」とご回答ください。 ※協会けんぽが把握している健診受診データと照合し、受診率を加味して採点します。
1-2		協会けんぽに結果データ提供の同意書を提出している場合は「はい」とご回答ください。被保険者が全員40歳未満の場合は「40歳未満のみ」とご回答ください。※協会けんぽが把握している健診受診データと照合し、受診率を加味して採点します。
1-3	3点	事業主様が健診を受診している場合は「はい」とご回答ください。
2	5点	40歳から74歳の被扶養者（ご家族）向けの特定健診（特定健康診査）は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目してこれらの病気のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けていただくことを目的とした健康診査です。是非、対象のご家族の方へ、毎年健診を受診するよう勧めてください。
3-1	5点	「はい」とご回答の場合、協会けんぽで直近の特定保健指導の受け入れ状況を確認して採点します。
3-2	5点	特定保健指導の対象者が勤務している事業所への情報開示に同意しなかった場合、その対象者分について協会けんぽから事業所様へ「特定保健指導のご案内」を送付することができず、特定保健指導の実施が困難になります。対象者が特定保健指導の必要性を理解し、事業所様でも積極的に活用を呼び掛けていただくことが重要です。 ※協会けんぽ作成チラシもご活用ください。
4	10点	受診勧奨の一例として、当支部では「未治療者への受診勧奨案内（ひな形）」をご用意しております。 ※活用を検討いただける事業所様は、協会けんぽ岡山支部企画総務グループまでご連絡をお願いします。
5	7点	健康保険委員に登録されていることを確認して採点します。
6	2点	健活企業として労働安全衛生の基本的な取り組みと状況について確認しております。「労働者の人数にかかわらず、就業規則を定めて社内に周知している」および「労働基準監督署から直近3年以内に指導または是正勧告を受けていない（もしくは指導または是正勧告を受けたが是正済）」の場合は「はい」とご回答ください。
7	2点	（健康課題例）メンタルヘルスの防止、感染症の防止、喫煙率の低下、治療と仕事の両立支援策など。 （数値目標例）健診100%受診、再検査・精密検査該当者の100%医療機関受診など。 （事業計画例）健診結果が再検査・精密検査の従業員の受診率を上げる。今年度50%から来年度は100%をめざす。
8	2点	（例）社内規範等での明示、社内掲示板や自社ホームページへの掲示等。
9-1	2点	屋内・屋外を問わず、全面禁煙または空間分煙が講じられている場合は「はい」とご回答ください。
9-2	2点	喫煙率の計算方法：「喫煙者の人数」÷「事業所全員の人数（事業主様を含む）」
10	2点	（例）メンタルヘルス対策、生活習慣病予防対策、感染症予防対策、病気の治療と仕事の両立支援、健康保険委員研修への参加など。
11-1	2点	月1回以上、全従業員にむけてメールや文書などで健康に関する情報提供をしている場合は「はい」とご回答ください。社内掲示板に掲示物として掲示するだけでは非該当です。※掲示したことを全従業員に通知している場合は該当します。
11-2	7点	岡山支部では、毎月メールマガジンを発行しています。登録者数に制限はありませんので、ご担当者だけではなく全従業員が登録を行えば、自動的に毎月全従業員へ健康情報を届けることができます。ぜひご活用ください。
12	3点	（例）残業の事前申告制度、超過勤務が一定の基準（月80時間、あるいは月80時間未満で事業所が定めた基準）を超えた場合の適切な対応策、有給休暇の取得促進、ノーギャラ等の設定、フレックスタイム制度など。
13	3点	（例）社内イベントの実施、SNS等を活用したコミュニケーション促進、あいさつ月間の実施、地域清掃等。
14	3点	ストレスチェックの実施義務が無い（従業員が50人未満の事業場など）場合も実施有無をご回答ください。
15	3点	相談しやすい窓口担当者の配置、復職に向けた支援、復職後の治療と仕事の両立支援などの体制整備や対策ができる場合は「はい」とご回答ください。
16	3点	食生活のあり方や食に関する知識を得る機会を設けるなど、食生活改善のきっかけを提供できているか確認しております。 （例）協会けんぽのメルマガ（レシピの掲載など）回観等、社員食堂や自動販売機を健康に配慮した内容に変更、健康に配慮した食事・飲料の現物支給など。
17	3点	（例）けんぽ体操「スマトレ」の実施、自転車通勤・歩行通勤の推奨、スポーツイベントの開催・参加、運動促進のためにアプリ等のツール提供など。
18	3点	（例）妊娠中の従業員への業務上の配慮、生理休暇を取得しやすい環境整備、婦人科健診の受診勧奨や受診しやすい環境整備など。
19	3点	（例）消毒液の設置、加湿器の設置、マスクの配布、予防接種時間の出勤認定、予防接種場所の提供、予防接種費用の一部負担など。

国の
顕彰制度も!

健康経営優良法人認定制度



● 健康経営優良法人認定制度とは?

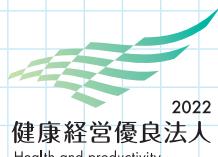
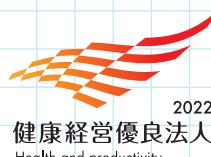
「健康経営優良法人認定制度」とは、従業員の健康づくりに積極的に取り組む優良な法人を、経済産業省、日本健康会議(※)が顕彰する制度です。

※日本健康会議は、行政(経済産業省、厚生労働省、自治体)と民間組織(経済団体、医療保険者、医療団体など)が連携し、健康寿命延伸や適正な医療の実現を目的とした活動体です。

● 健康経営優良法人認定を受けると

「社員の健康に配慮する会社」としてアピールできます!

健康経営優良法人に認定された企業は、ロゴマークを使用し、求職者や取引先企業等に向けて「健康に配慮する会社」ということをアピールできます。



認定制度の詳細及び最新の情報については、
「ACTION!健康経営」のWEBサイトをご確認ください。



詳細は
こちらから

健活企業からの認定数448社!全国5位!

「健康経営優良法人2022」において、岡山支部より448社認定されました。これは中四国・九州では1位の認定数です。
貴社も健康経営優良法人にチャレンジしてみませんか?



お問い合わせ

全国健康保険協会 岡山支部

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okayama/>

〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階

TEL:086-803-5781 FAX:086-803-5750

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く)

